

別添2【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分） 令和5年度事業メニュー（追加協議用）】

健康長寿社会づくり推進課所管

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
A 在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修（専門研修） ②人材育成研修（多職種連携） ③普及啓発	400 千円	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300 千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ（事業計画書（その他事業）） ※事業計画書には、 <u>研修等のテーマ（いくつか候補を挙げる形をかまいません）</u> <u>を記載すること</u>	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 佐俣、田村 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp （別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと）

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
B 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ①在宅療養支援診療所設備整備、在宅療養支援病院設備整備	1,000 千円	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費 （1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※以下の市町村に所在する診療所及び病院について優先的に採択する。 渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、伊勢崎市、玉村町 ※令和3年度又は令和4年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院	1/2	500 千円	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式2 協議書 要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） 事業計画書別紙（業務量の拡大について） 	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 大須賀、田村 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業 ②訪問看護ステーション設備整備	1,000 千円	<p>訪問看護ステーションにおける在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費 （1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く）</p> <p>※令和2年4月2日以降に開設した訪問看護ステーションを優先して採択する。</p> <p>※以下の市町村に所在する訪問看護ステーションについて優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、伊勢崎市、玉村町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町</p> <p>※令和3年度又は令和4年度のいずれかの年度にこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。</p>	訪問看護ステーション	1/2	500 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について） 	<p>健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 大須賀、田村 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp</p>

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
C 病床機能分化・連携推進事業							医務課 医療計画係 秋山 tel: 027-226-2535 fax: 027-223-0531 e-mail: imuka@pref.gunma.lg.jp
(1)回復期病床 新築整備 (2)回復期病床 改修整備 (3)回復期病床 設備整備	1床あたり 25㎡×166,300円 1床あたり 2,935千円 (150床限度) 1病院あたり 10,800千円 又は 1病床あたり 200千円 のいずれか 少ない方	回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等への転換、その他地域における協議を踏まえた回復期病床への転換のための次の整備費 新病棟等の新築整備費 既存病棟等の改修整備費 リハビリテーション設備・医療機器等の備品購入費等	病院 (事前に地域における協議を踏まえること) ※可能な限り申請年度の前年度までに病床機能報告等で転換の予定があることを御報告ください。	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	(共通) ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 (1), (2), (4) ・要綱別記様式第3号別紙2-ア (事業計画書 (施設)) ・工事設計図、工事仕分け書の写し等 (3), (5) ・要綱別記様式第3号別紙2-イ (事業計画書 (設備)) ・購入機器の見積書又はカタログ等	
(4) 病床減を伴う用途変更に係る改修整備 (5) 病床減を伴う用途変更に係る設備整備	1病床あたり ×2,935千円 (150床限度) 1病院あたり 10,800千円 又は 1病床あたり 200千円 のいずれか 少ない方	一般病床及び療養病床の病床減を伴う、病棟や病室等の用途変更 (機能転換以外) を行う次の整備費であって県が認めたもの 既存病棟等の改修等整備費 減床した病棟や病室を用途変更した際に必要となる備品購入費等 (機能訓練室や研修室、その他県が認めたもの)	病院・有床診療所 ※可能な限り申請年度の前年度までに病床機能報告等で病床減の予定があることを御報告ください。				

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
<p>D 医療型短期入所事業 所設備整備事業</p>	<p>医療型短期入所 事業所 4,000 千円</p> <p>※短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定による指定を受けた法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う事業所をいう。</p> <p>※医療型短期入所事業所 病院、診療所又は介護老人保健施設において実施される短期入所事業所をいう。</p>	<p>短期入所事業所（新規に設置しようとする場合を含む）における次の整備費</p> <p>ア 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は含まない。）</p> <p>イ 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。）</p> <p>※医療的ケア児（者） 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（者）</p> <p>◆ 病院等における空床を活用して「医療型短期入所」を実施することができます。 別添資料「医療型短期入所（空床利用型等）について」をご参照ください。</p>	<p>医療型短期入所事業所 （*）（新規に設置しようとする場合を含む）</p> <p>（*）病院、診療所又は介護老人保健施設であった短期入所事業所の指定を受けているもの（詳細は、「2 基準単価」の欄を参照）</p>	<p>1/2</p>	<p>2 基準単価 × 5 補助率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 - イ（事業計画書（設備）） ・事業計画詳細（様式 4） ・工事設計図、工事仕分け書の写し等 	<p>障害政策課 施設利用支援係 加部 tel: 027-226-2632 fax: 027-224-4776 e-mail: kabe-yuriko@pref.gunma.lg.jp</p>